

## ○精華町議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

平成25年3月29日

議会規程第5号

## (趣旨)

第1条 この規程は、精華町議会議員の政治倫理に関する条例(平成25年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審査請求の手続)

第2条 条例第12条第1項の規定により審査請求をしようとする町民又は議員の代表者(以下「審査請求代表者」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政治倫理審査請求書(以下「審査請求書」という。)を議長に提出しなければならない。

- (1) 町民による審査請求 政治倫理審査請求書(町民用) 別記様式第1号
  - (2) 議員による審査請求 政治倫理審査請求書(議員用) 別記様式第2号
- 2 審査請求書には、政治倫理基準に違反する行為を証する資料のほか、町民による審査請求にあつては、審査請求者署名簿を添付しなければならない。
- 3 審査請求書には、審査請求代表者が署名(視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印をしなければならない。審査請求者署名簿及び議員の連署における署名についても、同様とする。
- 4 前項による署名は、審査請求をしようとする日前60日以内にしなければならない。

## (審査請求書の受理等)

第3条 議長は、審査請求があつたときは、審査請求書の記載事項、選挙人の資格等について調査し、審査請求書を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による選挙人の資格の調査のため、選挙管理委員会に対しその確認を求めるものとする。

- 3 議長は、第1項の規定による調査の結果、審査請求書に不備な点があると認められるときは、相当の期間を定めて審査請求代表者にその補正を命ずることができる。
- 4 議長は、審査請求代表者が前項の命令に従わなかった場合は、審査請求を却下することができる。
- 5 議長は、審査請求の受理又は却下を決定したときは、審査請求代表者に書面により通知しなければならない。

(審査会の諮問)

第4条 条例第12条第2項の規定による審査会の諮問は、諮問書(別記様式第3号)により行うものとする。

(審査結果の報告)

第5条 条例第17条第1項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(別記様式第4号)により行うものとする。

(審査会の招集)

第6条 条例第7条第1項の規定により審査会に委員長及び副委員長を選任する場合における審査会の会議は、議長が招集する。

(審査会の表決)

第7条 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

政治倫理審査請求書(町民用)

年 月 日

精華町議会

議長 様

(審査請求代表者)

代表者(住所)

(氏名)

印

精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 政治倫理基準に違反する行為があると認められる事項
  - (1) 該当条項  
精華町議会議員の政治倫理に関する条例第4条第 号
  - (2) 内 容 (具体的に)
- 3 政治倫理基準に違反する行為を証する資料  
別添のとおり

※私(審査請求代表者)は、精華町議会議長が、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

(2枚目以降)

審査請求者署名簿

精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定により、 \_\_\_\_\_ 議員に係る審査を請求するために署名します。

併せて、私は、精華町議会議長が、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

選挙人 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住所	氏名	生年 月日	印

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。  
2 氏名は、自署すること。  
3 選挙人であることの確認欄は、記入しないこと。

別記様式第2号(第2条関係)

政治倫理審査請求書(議員用)

年 月 日

精華町議会

議長

様

(審査請求代表者)

精華町議会議員

氏名

印

(会派名

)

精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 政治倫理基準に違反する行為があると認められる事項
  - (1) 該当条項  
精華町議会議員の政治倫理に関する条例第4条第 号
  - (2) 内 容 (具体的に)
- 3 政治倫理基準に違反する行為を証する資料  
別添のとおり
- 4 精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項により、  
\_\_\_\_\_ 議員に係る審査を請求するために署名します。  
精華町議会議員 印 (会派名 )

別記様式第3号(第4条関係)

諮 問 書

年 月 日

精華町議会政治倫理審査会

会長 様

精華町議会

議長

年 月 日付けで政治倫理審査請求があった事案について、精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 審査請求の対象となった議員
2. 政治倫理審査請求書  
別添のとおり

別記様式第4号(第5条関係)

審査結果報告書

年 月 日

精華町議会

議長 様

精華町議会政治倫理審査会

会長

精華町議会議員の政治倫理に関する条例第17条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで諮問のあった事案について、下記のとおり報告します。

記

1. 審査請求の対象となった議員
2. 審査結果

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第4条関係)

別記様式第4号(第5条関係)